
令和二年厚生労働省令第五十三号**死因究明等推進本部事務局組織規則**

死因究明等推進本部令（令和二年政令第七十二号）第四条第三項の規定に基づき、死因究明等推進本部事務局組織規則を次のように定める。

- 1 死因究明等推進本部の事務局に、企画官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
- 2 企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。